

千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業に関する入札説明書等に対する質問(参加資格以外)への回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
1	入札説明書	6	Ⅲ	10				事業期間終了後の措置	事業期間終了後も本施設を継続利用するとの記載がありますが、市に引き継いだ後も修繕等は実施いただける前提との理解でよろしいでしょうか。	事業期間終了後、本市が継続利用する中で、必要であれば修繕等を実施します。なお、民間事業者は、事業期間終了時において、本施設の状態を、要求水準書P. 51 3.5(1)①から③に示す状態以上に維持する必要があります。
2	入札説明書	9	Ⅲ	12	(1)	イ	②	処理対象汚泥性状	入札金額の算出に用いる汚泥量は、要求水準書P. 12に記載の37,000wet-t/年を用いるとの理解でよろしいでしょうか。 また、1炉稼働の年度については、この半量（18,500wet-t/年）を用いるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	9	Ⅲ	12	(2)	イ	(イ)	本施設の運営・維持管理業務に係る対価 変動費相当分	変動費相当分の支払い金額は、「下水汚泥の実処理量（wet-t）×提案単価（円/wet-t）」で支払われるとされています。 要求水準書P. 18には消化ガスの供給量は8,000Nm ³ /日までは無償とすると記載されていますが、入札時は8,000Nm ³ /日で金額を算出し、運営時に実際の消化ガス供給量が減少した場合は、増加した燃料使用料をお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	消化ガス供給量が8,000Nm3/日よりも著しく減少した場合の対応については、協議に応じます。
4	入札説明書	16	V	2	(2)	ア		基礎審査	2つの基礎的な事項で要件に適合していない場合は失格との記載がありますが、軽微な誤字脱字等で市が認める場合は、失格にならない場合もあるとの理解でよろしいでしょうか。	原則は認めません。 ただし、本市が必要と認めた場合にはその限りではありません。
5	入札説明書	25	VII	8	(6)			質疑事項の公表	対面対話の質疑事項は原則として公表するとありますが、民間事業者が非公表を希望し、ノウハウ等に係ると市が認める場合は非公表にすることもできるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	25	VII	8	(6)			質疑事項の公表	「原則として全て第2回入札説明書等に関する質問書（様式1-6）に記入することとし…」とありますが、対話での回答と第2回質問書の回答に相違が生じる場合は事前に応札予定者に連絡頂けるという解釈でよろしいでしょうか。 回答が大幅に異なる場合、スケジュール上の制約から計画への反映が困難となる恐れがあるため、確認するものです。	個別に応札予定者に対して連絡することはありません。 ただし、本市が必要と認めた場合にはその限りではありません。
7	入札説明書	38	XII	2	(2)			【添付資料-5】 対価の算定方法 運営・維持管理業務に係る対価	表中の項目「区分」で示される ・固定費相当分（B-1） ・修繕費相当分（B-3） について、「支払の対象となる費用」の欄に（各年度変動有り）とありますので、延べ23年間の運営・維持管理期間中の各年度において、それぞれ業務のボリュームに応じた見積を提示できること、支払についても同様に応じて頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	各年度の業務量の変動等を事業提案書で示すことができるのであれば、ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
8	入札説明書	38	XII	2	(2)			【添付資料-5】 対価の算定方法 運営・維持管理業務に係る対価（変動費相当分）	脱水汚泥の実処理量（実績値）wet-t未満切り捨てとの記載がありますが、日報、月報、年報との整合を含めた算定の運用方法については、運営開始までに協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。 例えば、日単位でwet-t未満切り捨てとすると四半期で約90回切り捨てを重ねることになります。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書	40	XII	4	(1)	イ		【添付資料-5】 物価変動等の指標 運営・維持管理業務に係る対価	「なお、当該指標は、落札者決定後、落札者の提案について合理性及び妥当性があると本市が認める場合、協議を行い見直しすることができます。」とありますが、COVID-19（新型コロナウイルス）やウクライナ情勢による一連の経済状況などは、合理性及び妥当性に該当するという理解でよろしいでしょうか。	物価変動等の指標については、COVID-19（新型コロナウイルス）やウクライナ情勢による一連の経済状況を含め、総合的に判断します。
10	入札説明書	40	XII	4	(1)	イ		【添付資料-5】 物価変動等の指標 運営・維持管理業務に係る対価	表中の変動費相当分(B-2)欄における ②光熱水費で「市の需給契約が変更等された場合、市と事業者が当該変更内容をもとに協議し、市が変更等を決定する。」と記載されています。 燃料調整費がこの1年間で5.13円/kW上昇しており費用に対する影響が大きいことから、市の需給契約変更等には「燃料調整費及び再生可能エネルギー賦課金」についても指標に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	燃料費調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金に相当する費用は本市が負担しますので、民間事業者には負担は求めません。
11	入札説明書	41	XII	4	(3)	ア		【添付資料-5】 改定の計算方法 算定式	「※改訂率（α）が±1.5%を超える場合に改定を行うものとする。」に関し、当該±1.5%を含めた実際の変動額が物価改訂対象になる、との理解でよろしいでしょうか。実施方針回答書No. 9に関連して念のためご教示願います。	ご理解のとおりです。 例えば、前回改定後の費用が100、改定率が+1.6%であった場合、改定後の費用は、 $100 \times (1 + 0.016) = 101.6$ とします。
12	入札説明書	41	XII	4	(3)	ア		【添付資料-5】 改定の計算方法 算定式	本項注釈で「※第1回支払（令和8年4～6月）の改定については、運営・維持管理業務委託契約に定めた額を基準額とし、「前回改定時の指標（直近12ヶ月の平均値）」は「契約締結日を含む月の1日時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月分の平均値）」・・・」と記載されています。 電力と上水の第1回支払改定について、以下の理由から民間事業者が負担するリスクが過大となる恐れが高いため、前回改定時の指標における基準期間を「令和4年1月時点で公表されている月の1日時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月分の平均値）」として頂けないでしょうか。 ①電力と上水単価の設定が令和4年1月時点とされており、契約締結日からの起算では昨今の物価変動に対応が困難なため ②入札書提出（令和4年8月31日）から事業契約書締結（令和5年3月末まで）では、9月～3月までの物価変動指数が未定のため ③ウクライナ情勢等の影響から短期間で燃料単価等が高騰しており、今後の見通しを正確に立てることができないため	電力と上水に限り、入札説明書等P.41(3)アに示される改定率の変更式は採用せず、令和4年1月時点の単価を基準とし、本市の需給契約が変更等された場合、本市と民間事業者が当該変更内容をもとに協議し、本市が単価変更等を決定します。 入札説明書を修正しますので、合わせて公表する入札説明書（令和4年6月10日修正版）をご参照ください。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
13	入札説明書	42	XII	2	(3)			【添付資料-6】 電力 計算方法	本項の計算式で示される「電力単価」とは、燃料費調整単価・再生可能エネルギー発電促進賦課金も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	計算式で示している電力単価は、燃料費調整単価・再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は含めていません。なお、燃料費調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金に相当する費用は本市が負担します。
14	入札説明書	44	XII	2	(3)	ア		【添付資料-7】 改善勧告（第1回目）	改善勧告（第1回目）について、貴市からの勧告は、書面にて通知されるという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
15	入札説明書	45	XII	2	(3)	ウ		【添付資料-7】 改善勧告（第2回目）	改善勧告（第2回目）について、貴市からの勧告は、書面にて通知されるという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
16	入札説明書	45	XII	2	(4)	ア		【添付資料-7】 運営、維持管理業務に係る 対価の減額の対象	「5号燃料化施設、6号燃料化施設それぞれ個別に減額措置を適用する」とありますが、仮に5号炉がなんらかの理由で汚泥を受け入れられない場合に、6号炉にて5号炉の分も受け入れられた場合は、「受入が出来た」と判断されるということで宜しいでしょうか。	6号炉の処理能力の範囲内で、5号炉分を全て受け入れられるときは、ご理解のとおりです。 ただし、要求水準書及び事業提案書を遵守した運転を前提とします。
17	入札説明書	48	XII	2	(1)			【添付資料-8】 本施設の運営・維持管理業務に係る火災保険	火災保険は資産に対する保険であり、本施設は市の資産であるため、市で加入いただけないでしょうか。 直近の社会情勢（ロシアのウクライナ侵攻の影響等）にて保険金額は急上昇しており、将来の保険金額も予想できない中、23年間のリスクは民間にとって過度な負担となります。	原案のとおりとします。
18	入札説明書	50	XII	2				【添付資料-10】 算定式（変化率）	変化率は「±1.5パーセントを超える率とする。」との記載がありますが、変化率の算出式は入札説明書P. 41の記載と同様に、「改定時の最新の指標（直近12か月分の平均値）」÷「前回改定時の指標（直近12か月分の平均値）」であるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書P. 41の記載と同様に、 「改定時の最新の指標（直近12か月分の平均値）」÷ 「前回改定時の指標（直近12か月分の平均値）」－1 となります。
19	要求水準書	1	1	1. 1	(1)		⑨ ⑩	用語の定義 ・修繕 ・大規模修繕	修繕と大規模修繕が定義されており、消耗部品と部品のどちらに該当するか判断する必要があると考えます。 どちらに該当するか説明できることを前提として、当該判断は民間事業者によるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P. 1で示す用語の定義に合致した説明ができることを前提として、消耗部品と部品の判断は民間事業者の提案によります。
20	要求水準書	3	1	1. 2	(1)			事業場所	現場確認の結果、図面と比較して道路幅位置が異なる等の場合、現場の状況が優先されるという理解でよろしいでしょうか。	事業場所については、ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
21	要求水準書	5	1	1.3	(1)	3)	※2	民間事業者の業務範囲 運営・維持管理	「燃料化物の有効利用先として契約を予定する企業の一覧」を事業提案書提出時に提出するよう記載がございますが、当該一覧とは様式集の様式7－1－4（燃料化物有効利用先の安定性・信頼性（受け入れ企業））を指す、との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	9	1	1.3	(6)	2)	④	モニタリングの時期・内容 運営・維持管理	「民間事業者は、定期的（月間・年間）に業務の実施状況の報告を行い…」とありますが、本項で示される報告とは、46頁 3.2（10）提出図書の中で示される各報告書の提出を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書	11	1	1.4	(1)			図3および図4 汚泥処理全体概略フロー	実施方針等に対する質問への回答 要求水準書(案)No. 4にあるように、煙突の代わりに排ガスの放出機能がある代替施設でも可という理解で宜しいでしょうか。	設備構成を変更することは可能です。
24	要求水準書	12	1	1.4	(4)			脱水汚泥の供給量及び性状	一部未消化汚泥による運用が必要になるとあり、設備自体は対応可能なように設計致しますが、一部未消化汚泥を処理する場合は表1-2, 1-3, 図5に示された範囲内であってもユーティリティ費(燃料、薬品等)が増加します。消化設備の突発的な故障や修繕が長期化するなど、ユーティリティ費への影響が大きい場合には協議していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	14	1	1.5	(3)			中央監視制御設備	第二焼却管理棟の監視室に設置する5, 6号燃料化炉LCD表示用装置等では、5, 6号燃料化炉の操作は行わず、監視専用でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書	14	1	1.5	(3)			中央監視制御設備	既設監視制御装置への燃料化設備の運転状況等の信号取り込みは、要求水準書P34 2.2(3)3)及びP35 2.2(3)5)④記載の下記の項目以外は不要でしょうか。 ・脱水汚泥受入量 ・ケーキ搬送ポンプやストックヤード投入弁等の運転操作設備に条件となる信号等	現在想定している項目としては、要求水準書P. 34 2.2(3)1)、3)及びP. 35 2.2(3)5)④記載のとおりです。 なお、民間事業者の提案内容により必要となる追加項目がある場合は、設計段階の協議により決定します。
27	要求水準書	15	1	1.5	(5)			上水	要求水準書（案）に関する質問回答No. 23にて、使用可能な流量上限は「要求水準書（案）に示す通り」とありますが、要求水準書案には具体的な流量の上限の記載がありませんでした。既設埋設配管からの分岐とする場合の上水使用量上限について、具体的な数値をご教示ください。	要求水準書P. 15に示すとおり、上水使用量は、生活用水程度の利用を想定しています。多量の上水を使用する場合は、南部浄化センター引き込み部からの分岐取水を検討する等、設計段階において、別途本市と協議の上、取水方法を検討して下さい。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
28	要求水準書	17	1	1.5	(7)			表1-8 汚水排水の水質	表1-8記載の重金属等の排水基準値については、下記の理由から基準値の緩和をしていただけないでしょうか。 ①下水道施設内での排水であり、下水道法・水質汚濁防止法及び関連する条例による規制の対象外です。 ②重金属類は固形燃料化施設にて新たに生成するものではなく、流入下水由来のものです。 ③基準値に適合するために処理施設を設ける場合、必要以上の事業費の増加につながる可能性があります。	汚水排水の水質は、要求水準書P. 17 表1-8に適合することを原則としますが、重金属類については、供給する汚泥性状に由来し、民間事業者の責に因らないことが明確にできた場合は、協議に応じます。
29	要求水準書	23	2	2.1	(1)		⑤	事前調査	「本事業用地には、NTT東日本の通信線が設置されている」との記載がありますが、具体的な設置位置についてご教示ください。	5号燃料化施設建設予定地北面から、汚泥処理棟に向かって架線されています。詳細は、現地調査にてご確認ください。
30	要求水準書	26	2	2.1	(3)	10)	⑫	施工管理（土木）	土木工事業に関わる主任技術者または監理技術者は、本工事専任で配置とありますが、国土建第309号(平成30年12月3日)の「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」にあるように専任でも必ずしも常駐である必要はないという理解で宜しいでしょうか。	「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」（平成30年12月3日国土建第309号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通達）にある前提条件を満足する場合、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、差し支えありません。
31	要求水準書	26	2	2.1	(3)	10)	⑫	施工管理（土木）	実施方針等に対する質問への回答No. 59にて「建設業法、建築士法などの各種法令を満足できるのであれば協力企業からの選任も可能」とありますが、法令を満足出来れば協力企業ではない下請業者からの選任も可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書	26	2	2.1	(3)	10)	⑬	施工管理（建築）	建築工事業に関わる主任技術者または監理技術者は、本工事専任で配置とありますが、国土建第309号(平成30年12月3日)の「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」にあるように専任でも必ずしも常駐である必要はないという理解で宜しいでしょうか。	No. 30の回答を参照下さい。
33	要求水準書	26	2	2.1	(3)	10)	⑬	施工管理（建築）	実施方針等に対する質問への回答No. 59にて「建設業法、建築士法などの各種法令を満足できるのであれば協力企業からの選任も可能」とありますが、法令を満足出来れば協力企業ではない下請業者からの選任も可能という理解で宜しいでしょうか。	No. 31の回答を参照下さい。
34	要求水準書	29	2	2.2	(1)	3)		配置計画	従業員通勤車両の駐車場は場内の駐車場を使用可能でしょうか？	南部浄化センター内の用地を駐車場として使用可能です。場所等の詳細については協議により決定します。
35	要求水準書	29	2	2.2	(1)	4)		計量機器	①～④に計量対象の記載がありますが、計量設備の規格、仕様については、事業者にて選定するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
36	要求水準書	33	2	2.2	(2)	7)		用役設備	要求水準書（案）の質問No. 77に記載の通り、処理水の供給が途絶えた場合には安全停止できるようにする対応でよろしいでしょうか。	トラブル等により突然供給が途絶えた場合でも、燃料化施設が安全に停止できるようにシステム構築することを求めています。
37	要求水準書	34	2	2.2	(3)	1)		高压受変電設備	要求水準書（案）の質問No. 80に記載の通り、本設備故障時にも一部機器の運転が必要となるため、民間事業者側受電遮断器を「入」のままとする対応でよろしいでしょうか。	2系列中1系列が稼働できる場合や、故障時でも稼働させる機器がある場合で、本設備故障時でも運用上問題がない場合は、民間事業者側受電遮断器を「入」のまま対応することも認められます。
38	要求水準書	38	2	2.3	(1)		④	共通事項	試運転にて使用可能な消化ガス量の上限は1炉当たり4000Nm3/日でしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書	39	2	2.3	(1)		⑤	共通事項	燃料化施設からの排水量が多いため、性状を確認した後の排水開始は困難です。また、すべての分析結果が判明するまでに少なくとも3週間程度の期間が必要となります。そのため、事前に類似設備における排水性状を確認、ご提示し、問題ないことを確認することで対応させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事前に類似設備の実績等から排水水質に問題ないことが確認できた場合は、排水を行うことを可能とします。ただし、試運転・総合試運転期間中に、分析結果を用いて要求水準書P. 16 1.5（7）に示す污水排水基準を満足することを示す必要があります。
40	要求水準書	39	2	2.3	(2)		③	試運転・総合試運転	立ち上げ、立ち下げ、低負荷時には汚泥処理の影響が小さいため、定格運転時と比較して排水負荷は低くなります。したがって、定格運転時の排水性状の確認を行うことで十分であると考えられます。分析には最低でも3週間程度の期間が必要なため、事前に類似設備における排水性状を確認、ご提示し、問題ないことを確認することで対応させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	立ち上げ、立ち下げ、低負荷時の排水については、事前に類似設備の実績等から排水水質に問題ないことが確認できた場合は、性能試験を行うことを認めます。ただし、性能試験期間中に、分析結果を用いて要求水準書P. 16 1.5（7）に示す污水排水基準を満足することを示す必要があります。
41	要求水準書	39	2	2.3	(3)		②	性能試験	「それぞれの日において性能を満足すること」との記載がありますが、各種分析結果等は測定は長時間となるため、3日間それぞれの日における確認は困難です。それぞれの日に確認する性能確認項目は、試運転計画書にて協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。それぞれの日に確認する性能確認項目の詳細については、建設段階の協議により決定します。
42	要求水準書	40	2	2.3	(4)	3)	④	立会検査の方法及び内容	2.3(3)③の緊急作動試験にてお立会いただくことで(4)3)④の安全性の確認を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	41	3	3.1	(3)	2)		常時の体制 電気保安担当者	「電気保安担当者」は、貴市担当者との連絡・連携が密に行える体制を構築することを念頭に、本事業で専任及び常駐の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
44	要求水準書	41	3	3.1	(3)	2)		常時の体制 電気保安担当者	民間事業者が配置する電気保安担当者は、電気主任技術者免状を保有する者が電気工作物の保安業務を3年以上経験していることを求めているものという解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書P.41 3.1 (3) 2) に示すとおり、電気主任技術者免状の交付を受けているもので、電気主任技術者として3年以上の実務経験を有するものを、電気保安担当者として配置することを求めています。
45	要求水準書	42	3	3.1	(4)			脱水汚泥の受入	「燃料化施設の故障による突発的な停止が発生した場合は、本市と協議の上、その間の受入を休止することができる。」とありますが、その場合には入札説明書（添付資料-7）に示される対価の減額にはあてはまらないという理解でよろしいでしょうか。	民間事業者の責によらないと本市が認めた場合は、対価の減額にはあてはまりません。
46	要求水準書	43	3	3.2	(2)			測定等に関する業務	業務日報について、「原則、日報、月報、及び年報として・・・本市へ報告すること」とありますが、一方47頁3.2 (10) 4) では、業務日報では「本市から請求があった場合には、速やかに本市へ提出する」とあります。 業務日報は、必ずしも毎日提出する必要はなく、貴市から請求があった場合に提出し、詳細は月報にて報告するとの理解でよろしいでしょうか。	P.43 3.2(2)では、測定等に関する業務について、日報、月報及び年報として、時間単位、日単位及び月単位でデータを記録・整理した上で、その結果を本市へ報告することを求めています。 ただし、報告の頻度等については協議により決定します。 P.47 3.2 (10) 4)に示す業務日報については、ご理解のとおりです。
47	要求水準書	44	3	3.2	(4)		⑥	修繕・大規模修繕業務	修繕・大規模修繕についての記載がありますが、小さな水中ポンプ、薬品供給ポンプ等ものによっては、劣化した機器本体を更新してしまった方が安価なものも存在します。その様なものは民間事業者の裁量にて更新可能であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細については協議により決定します。
48	要求水準書	45	3	3.2	(8)			防災及び保安業務	「本市が実施する各種訓練に参加・協力・・・」とありますが、実施内容、実施回数、実施時期をご教授ください。	主に、以下の訓練を想定しています。 ・光化学スモッグ対応訓練（実施回数：年1回、実施時期：4月頃） ・停電訓練（実施回数：年1回、実施時期：11月頃） ・BCP訓練（実施回数：年2回、実施時期：9月、1月頃） ・防災訓練（実施回数：年1回、実施時期：10月頃）
49	要求水準書	45	3	3.2	(9)	8)		光化学スモッグ対応に関する事項（必要な場合）	発令時等において、「本市が提示する「緊急時等におけるばい煙減少計画」に従い、燃料化施設の運転抑制を行う。」とありますが、連日長時間に渡る運転抑制の影響等で脱水汚泥を常時受け入れることが困難となる場合は、入札説明書（添付資料-7）に示される減額措置の対象とならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書	49	3	3.3	(3)			燃料化物の有効利用	「・・・買取した燃料化物を、燃料等として販売及び運搬し、有効利用を図ること」に関し、有効利用先とは浄化センター場外に所在する発電事業者等の受入企業のことを指し、本事業においては場内での有効利用は認められない、との理解でよろしいでしょうか。実施方針回答書No.101でも御回答頂いておりますが、念のため確認させて頂く次第です。	ご理解のとおり、場内での有効利用は想定していません。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
51	要求水準書	49	3	3.3	(3)			燃料化物の有効利用	燃料化物の全量有効利用に係る受入企業への販売価格に関し、当該輸送費が販売価格を上回る「逆有償」での有効利用でも、関係法令を遵守し適切に輸送・売却がなされていれば認められる、との理解でよろしでしょうか。実施方針回答書No.6でも御回答頂いておりますが、念のため確認させて頂く次第です。	燃料化物の有効利用については、関係法令を遵守し、適切に燃料化物を輸送・売却することを求めています。
52	要求水準書	49	3	3.3	(3)			燃料化物の有効利用	燃料化物は「下水汚泥固形燃料JIS規格(JIS Z7312)」に適合した有価物として買取したものであることが条件となっておりますが、JIS規格を満たした燃料化物が製造されていることをどのようにモニタリングされるのか、貴市の想定があればご教示ください。	民間事業者が月1回以上行う、燃料化物の品質管理に必要な項目の測定結果により、モニタリングを行うことを想定しています。
53	要求水準書	50	3	3.4	(1)	3)	②	改善基準及び停止基準	大気汚染防止法では全水銀の排出濃度が基準値を超過した場合の再測定の評価について、「速やかに3回以上の再測定（試料採取を含む）を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価する。」と規定されています。要求水準書における規定とは測定回数等の評価方法が異なります。大気汚染防止法の評価方法が採用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書を修正しますので、合わせて公表する要求水準書（令和4年6月10日修正版）をご参照ください。
54	要求水準書							【別紙4-20】 上水配管責任分界点図	上水配管責任分界点図では、青線部の給水管の近傍に排水管の記載があります。排水管の撤去・移設が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細については、設計段階に現地調査の上、必要に応じて撤去・移設を行ってください。
55	要求水準書							【別紙7-29】 アスベスト使用リスト	アスベスト使用リストにアスベスト有無が「不明」との記載がありますが、受注後事業者にて調査を行い、アスベストが検出された場合には設計変更に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。 「有」の場合はすべて非飛散性との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書							【別紙7-29】 アスベスト使用リスト	建築物の仕上げ材等、アスベスト使用リストに記載のない項目について、アスベストの使用の有無をご教示ください。	建築物の仕上げ材のアスベスト含有については「不明」のため、受注後、民間事業者にて必要に応じて調査を行い、アスベストが検出された場合には協議によりその対処方法を決定します。
57	様式集			3	(2)	1)	⑤	共通事項	文字に関する様式として10ポイント以上等の指定がありますが、図表及び絵・写真などに使用する文字には制限が無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、読みやすさに配慮してください。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
58	様式集			3	(2)	5)		提案書	通し番号は、様式全てを通す必要はありますでしょうか。例えば様式6-13において通し番号を6-13-1, 6-13-2・・・とし様式6-14において6-14-1, 6-14-2・・・とすることは可能でしょうか	通し番号は、要求水準に係る事業提案書（様式6）、落札者決定基準に係る事業提案書（様式7）のそれぞれの分冊毎に、各ページの下中央に1, 2, 3, ・・・のように通し番号を記入してください。
59	様式集			3	(2)	5)		提案書	通し番号について、様式7は様式6からの通し番号ではなく、新たにページ1から開始するという理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
60	様式集			3	(2)	5)		提案書	通し番号については、添付資料等も含めて連番にする必要はありますでしょうか。それとも添付資料は新たにページ1から始めるということでもよろしいでしょうか。	添付資料等も含めて連番で通し番号を記入してください。
61	様式集			3	(2)	5)		提案書	正本の袋とじおよび割り印の押印は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	様式集			3	(2)	6)	⑤	図面集	縮尺がない図面類（フローシート、システム構成図、単線結線図等）をCAD以外のソフトで作成した場合はdwg形式での提出は不要で、PDFのみの提出とさせていただけないでしょうか。	縮尺を持たない図面類（フローシート、システム構成図、単線結線図等）で、AutoCAD以外のソフトを用いて作図した場合は、PDFのみの提出も認めます。平面図等の縮尺を有する図面類については、dwg形式（AutoCAD形式で保存すること）のデータで提出することを求めます。
63	様式集							様式6-3 下水汚泥固形燃料化技術	「提案する燃料化技術が、プラントを建設する企業製のものであることの証明資料」との記載がありますが、プラント建設企業が誓約する文章の提出で良いでしょうか。	プラント建設企業が誓約する文書も認められます。
64	様式集							様式6-6 機械設備計画	機器リストに「重量」及び「メーカー」を記載する欄がありますが、記載したメーカーから受注後に変更可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細については、設計段階の協議によります。
65	様式集							様式6-6 機械設備計画	「二次処理水の供給が(中略)、燃料化施設の運転停止防止を目的としたバックアップシステム」とありますが、実施方針等に対する質問への回答No. 77にあるように二次処理水の供給が停止した場合は、安全に停止できるよう構築すればよいという理解で宜しいでしょうか。	No. 36の回答を参照下さい。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
66	様式集							様式6-7 電気設備計画	機器リストに「重量」及び「メーカー」を記載する欄がありますが、記載したメーカーから受注後に変更可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細については、設計段階の協議によります。
67	様式集							様式7-1-2（別添1） 資金調達計画（SPCの出資構成）	「出資金額の合計については、〔70,000千円〕以上とすること。」との記載がありますが、出資金額の条件は無いとの理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務の開始前までに、70,000千円以上とし、事業期間中それを維持することが条件となります。
68	様式集							様式7-1-5 燃料化物有効利用先の安定性・信頼性（受入れ量・バックアップ体制）	（i）常時受入の受入量については、様式7-1-4の計画製造量に合わせるとの記載がありますが、（ii）臨時受入の受入量については、各社の受入可能量を記載すれば良いでしょうか。	臨時受入れ可能量は、各社の受入可能量のうち、常時受入の受入可能量を除く量を記載してください。
69	様式集							様式7-1-5 燃料化物有効利用先の安定性・信頼性（受入れ量・バックアップ体制）	「受入れ施設の分かる図面等を添付すること。」との記載がありますが、会社や工場のパンフレットやHPを印刷したものでもよろしいでしょうか。	事業所内における受入れ施設の位置や規模等を把握できる図面等の資料であれば、パンフレットやHPを印刷したもので差し支えありません。
70	様式集							様式7-2-1 類似施設の稼働実績	類似施設の稼働日数や稼働率を記載する必要があり、その記載内容が確認できる資料の添付も必要ですが、各案件とも任意の年度の1年度分を記載・提出すれば良いでしょうか。	各案件の燃料化施設稼働開始以降、提案書提出時点までの提出可能な全ての期間の「年間稼働日数」、「必要とされる年間稼働日数」が確認できる資料を添付してください。その上で、「年間稼働日数」、「年間稼働率」については、平均を算出し、その平均値を様式7-2-1の表中に記載して下さい。
71	落札者決定基準書	5			(1)			【別紙1 評価項目及び配点】 燃料化物有効利用先の安定性・信頼性	本評価基準に関し、弊社が提案する有効利用企業から確約書を入手し、当該写しを様式7－1－4に添付の上、提案させて頂いた場合の定性評価に与える影響有無をご教示願います。	落札者決定基準書に示す評価基準に基づき千葉市PFI事業等審査委員会において評価します。
72	落札者決定基準書	5			(4)			【別紙1 評価項目及び配点】 地域貢献	「市内企業との協力・連携及び人材活用等、地域活性化への貢献を評価する」に関し、設計建設段階での市内企業への発注予定額や、維持管理運営段階での市内人材雇用率や市内企業への発注予定額など、具体的な数値で提案した場合の定性評価への影響有無をご教示願います。また、仮に具体的な数値で当該提案した場合、貴市のモニタリング対象項目（未達の場合のペナルティ該当項目）となるのか否か、につきましても併せてご教示願います。	落札者決定基準書に示す評価基準に基づき千葉市PFI事業等審査委員会において評価します。 なお、事業提案書に記載された内容は、本市のモニタリング対象項目となります。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
73	基本協定書（案）	5	第9条	3				秘密保持	個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び千葉市個人情報保護条例を遵守する責務を落札者及び運営事業者が負うことが示されていますが、本内容は貴市も同様の責務を負うという理解でよろしいでしょうか。 落札者及び運営事業者が提出する書類には、個人情報が含まれるものもあるため、確認するものです。	個人情報保護法及び千葉市個人情報保護条例により本市に課せられている義務については、本市もこれを遵守します。
74	基本契約書（案）	10	第16条	5				秘密保持等	「民間事業者は、事業契約又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、…」とありますが、本内容は貴市も同様の責務を負うという理解でよろしいでしょうか。 民間事業者が提出する書類には、個人情報が含まれるものもあるため、確認するものです。	No. 73の回答を参照ください。
75	運営業務委託契約書（案）	3	第5条	6				業務遂行 住民からの苦情等	「受注者は、本業務に関する住民からの苦情等に対応し…」とありますが、一方で要求水準書 45頁 3.2（9）3）では「周辺住民からの苦情等への対応は本市が行うが、苦情等への改善など本市が協力を求めた場合は民間事業者はこれに協力すること」とされています。 住民からの苦情等対応については、要求水準書に記載のとおりという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、周辺住民からの苦情等への改善について本市が協力を求めた場合はその解決を図るものとしします。
76	運営業務委託契約書（案）	3	第5条	6				業務遂行 発注者の住民協定等	「発注者が住民協定等を締結する場合には…」とありますが、事業期間中新たに締結されるものがある場合には、貴市から内容をご提示頂けるという理解でよろしいでしょうか。 また、現在締結されている住民協定等がありましたらご提示願います。	ご理解のとおりです。 また、現在締結している住民協定等はありません。
77	運営業務委託契約書（案）	4	第5条	10				業務遂行 備品等の管理	本項で示される「備品等」とは、作業従事者が使用する事務用・生活用品等の什器や整備業務などで使用する汎用工具等を除く、本事業で設計・建設する施設及び設備の特殊工具という理解でよろしいでしょうか。	基本は、作業従事者が使用する事務用・生活用品等の什器や整備業務などで使用する汎用工具等を除く、本事業で設計・建設する施設及び設備の特殊工具を想定しておりますが、詳細は協議によります。
78	運営業務委託契約書（案）	5	第10条	2				秘密保持及び個人情報の管理	本項について、受注者が提出する書類に個人情報が含まれることもあるため、貴市及び受注者の相互条項として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。詳細は、No. 73の回答を参照ください。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
79	運営業務委託契約書 (案)	6	第11 条	4				業務遂行体制の整備	実施体制について、「要求水準書等及び事業提案書に従って適正になされているかを確認するため、要求水準書等の定める方法又は任意の方法により確認することができる」と示されていますが、確認方法は業務履行開始前に示されるという理解でよろしいでしょうか。 貴市の確認方法にに応じて必要な提出書類を受注者が準備し、円滑に対応するために確認するものです。	ご理解のとおりです。
80	運営業務委託契約書 (案)	7	第12 条	3				業務の基準等	「…業務委託費を変更しなければならない。」とありますが、受注者が技術的又は経済的に優れた代替方法を発見・検討（技術開発費）することにかかる費用及び維持費用も必要なため、業務委託費の変更に際しては上記費用も含め、協議していただけると理解でよろしいでしょうか。	要求水準書の内容の変更と合わせ、民間事業者が技術的又は経済的に優れた代替方法を発見・検討（技術開発費）することにかかる費用及び維持費用についても、本市は民間事業者の意見を聞くものとしませんが、業務委託費の変更等については、別途協議により決定します。
81	運営業務委託契約書 (案)	7	第14 条	1	(1)			業務報告書 月間業務報告書の提出期限	月間業務報告書について、3月分の提出期限が「当該事業年度末まで」とされていますが、当該月の業務終了以前に本報告書を提出することは困難と考えます。 他の月と同様に翌月7日までに提出するなどの提出期限・数字の確定時まで見込み値を記載するなどの提出方法に関して、受注後に協議させて頂くことは可能でしょうか。	協議に応じます。
82	運営業務委託契約書 (案)	7	第14 条	1	(2)			業務報告書 年間業務報告書の提出期限	年間業務報告書について、提出期限が「当該年度末まで」とされていますが、当該年度の終了以前に本報告書を提出することは困難と考えます。 提出期限・数字の確定時まで見込み値を記載するなどの提出方法に関して、受注後に協議させて頂くことは可能でしょうか。	協議に応じます。
83	運営業務委託契約書 (案)	8	第14 条	3	(1)			業務報告書	各業務報告書の保管方法を印刷物とされていますが、提出したデータ（貴市承認印があるものは捺印されたもの）と同様のPDFファイルかつバックアップを行うなどを前提として、データでの保管を認めて頂けないでしょうか。 ペーパーレス化の推進、各書類の保管期間・数量、事業期間終了後の保管に対する受注者の負担が大きいことを踏まえると、データでの保管も可能とすることが合理的と考えます。	原案のとおりとします。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
84	運営業務委託契約書 (案)	8	第15条	1				発注者による業務遂行状況の確認及び監督職員の設置	「本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。」とありますが、本内容は入札説明書 18頁 VI 2 エで示される特別目的会社の収支状況等を指すという理解でよろしいでしょうか。	原則としてご理解のとおりです。 本市が必要と判断した場合、随時に説明を求める場合があります。
85	運営業務委託契約書 (案)	9	第15条	6	(1)			発注者による業務遂行状況の確認及び監督職員の設置	貴市監督員の権限として、「この契約の履行についての受注者又は受注者の業務総括責任者に対する指示、承諾又は協議」とされていますが、監督員の指示を帰責事由とするリスク事象は、受注者の責とはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	運営業務委託契約書 (案)	10	第17条	2				業務委託費の支払	業務委託費から控除して支払うことができるものとして、「第9条の定めるところに従って…」とありますが、第9条のうち「自然災害発生時により設備停止した事象」については、本項に該当しないという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力にあたらぬ自然災害の場合は「自然災害発生時により設備停止した事象」は第17条第2項に該当します。 ただし、不可抗力の発生により業務を遂行できなかった場合には、第30条第2項の適用がある点についてご注意ください。
87	運営業務委託契約書 (案)	11	第20条	3				燃料化物の製造及び有効利用	「契約期間中の一時期において燃料化物の有効利用が中断したことは、この契約上の受注者の債務不履行を構成する。」とありますが、不可抗力が原因の場合、債務不履行に該当しないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	運営業務委託契約書 (案)	13	第29条	3				不可抗力によって発生した費用等の負担	「この場合における損害額及び増加費用額の合計額が、一事業年度につき、当該事業年度における業務委託費総額（変動費については、処理予定量により算出する）の100分の1に至るまでは、…」とありますが、一事業年度で複数回当該事象が発生した場合は、累積で100分の1に至るまでを受注者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	運営業務委託契約書 (案)	15	第33条	1				業務の引継ぎ等	「受注者は、発注者の要請があるときは、発注者が必要と認める期間（疑義を避けるため、発注者は、必要に応じ、当該燃料化施設に係る契約期間の終了後の期間及びこの契約の終了日以降の期間を定めることができる…」とありますが、受注者に不備がない場合における契約終了日以降の引継ぎ等については、引継ぎ等が必要な合理的理由に基づき、対応に関する協議が行われるという理解でよろしいでしょうか。	契約終了日以降に引継が必要になった場合の対応については、本市と民間事業者間で協議し、引継が必要な理由及び期間を踏まえ、本市が決定するものとします。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
90	運営業務委託契約書 (案)	20	第42 条	6	(1)			知的財産権	「発注者に対し、自ら又はその指定する第三者に本施設の運用に必要な範囲で無償で自由に使用等することができる権利をここに付与し、…」とありますが、情報を開示する場合などには、当該内容についてあらかじめ受注者に報告が頂けるという理解でよろしいでしょうか。 成果物の中には技術情報や個人情報等、開示することが望ましくないものが含まれているため、確認するものです。	ご理解のとおりです。
91	運営業務委託契約書 (案)	21	第42 条	6	(3)			知的財産権	本項で「発注者及びその指定する第三者」とありますが、ここでいう第三者とは誰を想定されていますか。	本業務終了後、新たな事業者として本燃料化施設の維持管理等を行う者を想定しています。